

令和 2 年度「東京都環境影響評価審議会」第 2 回総会 議事録

■日時 令和 2 年 5 月 2 9 日（金）午前 1 1 時 0 0 分～午前 1 2 時 0 9 分

■場所 都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 1

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小堀委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、宮越委員、宗方委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 答申

「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書

⇒ 配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められること並びに騒音・振動、生物・生態系に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (5 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	(仮称) 北青山三丁目地区市街地再開発事業	令和2年5月1日
2 環境影響評価書	(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業	令和2年4月17日
3 事後調査報告書	・浜松町駅西口周辺開発計画(工事の施行中その5)	令和2年3月26日
4 変 更 届	・大日本印刷市谷工場整備事業	令和2年3月30日
	・都営村山団地(後期)建替事業	令和2年3月30日
	・八王子都市計画道路3・3・2号線(八王子市北野町~南浅川町)建設事業	令和2年3月31日

令和 2 年度「東京都環境影響評価審議会」第 2 回総会
速 記 録

令和 2 年 5 月 29 日（金）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午前 11 時 00 分開会)

○宮田アセスメント担当課長

本日は御出席いただきましてまことにありがとうございます。4 月に引続き、本日もウェブ会議システムを利用しまして遠隔参加を交え、会議を実施します。

本日、都庁の会議室には宗方委員にご出席していただいております。その他の委員はウェブ会議システムでの出席をしておりますが、皆様のお手元もしくは端末に総会の資料と個別事業のアセス図書の御用意をお願いします。

本日の出席状況ですけれども、委員 21 名のうち現在のところ 15 名の御参加をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、令和 2 年度第 2 回総会の開催をお願いします。柳会長、お願いします。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴の方はおられますか。

○宮田アセスメント担当課長 おります。

○柳会長 それでは、傍聴を希望される方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条第 3 項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度とします。それでは、傍聴人の方を入场させてください。

○宮田アセスメント担当課長 了解いたしました。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、新型コロナウイルス感染リスクを低減させるためのマスクの着用をお願いします。また、発熱、体調不良で健康状態が思わしくない方は御出席をお控えください。傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退出されて結構です。

○柳会長 ただいまから、令和 2 年度東京都環境影響評価審議会第 2 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 まず、答申ですが、「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第一部会で審議していただきましたので、その結果について、齋藤第一部長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしく願いいたします。

○齋藤第一部長 それでは、資料 1 をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは答申案文を読み上げます。資料1になります。

令和2年5月29日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）
建設事業」に係る特例環境配慮書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第1 審議経過

本審議会では、令和元年7月29日に「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書（以下「配慮書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、配慮書において示された複数の対象計画案について提出された都民の意見及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については、審議会の諮問から答申までの経緯について取りまとめたものになっております。

第2 審議結果

本事業の配慮書における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われ、その記載内容は事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次の指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

工事の施行中のトンネル工事においてトンネル坑口では防音ハウスを使用し、環境への影響については小さいとしているが、トンネル坑口付近には住宅等が存在し、またトンネル工事は7年間と長期にわたることから、建設工事騒音の低減等の環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じてより一層の環境保全の措置についても検討すること。

【生物・生態系】

予測地域である湿地の生息（育）環境について、事業が影響を及ぼす可能性は低いとしているが、湿地には注目される貝類等が存在しているため、工事の施行中において実施する地下水位等のモニタリング結果を丁寧に説明するとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の実施についても検討すること。

答申案文は以上となります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。それでは、審議の経過について御報告いたします。

本特例環境配慮書は、令和元年7月29日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読しましたような答申案文として取りまとめることといたしました。この間、本特例環境配慮書に対しまして、都民から7件の意見書の提出がありました。また、関係市長である稲城市長及び多摩市長、川崎市長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。なお、都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったことから開催はされませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本特例環境配慮書における現況調査、予測及び評価は概ね東京都環境影響評価技術指針に従って行われ、その記載内容は事業段階、環境影響評価における環境影響評価書案に相当するものと

認められます。しかし、環境影響評価書作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、指摘の内容について説明します。本事業は、稲城市百村から多摩市聖ヶ丘五丁目までの約4.1kmの区間において、平面構造、橋梁構造及びトンネル構造により、本線往復四車線の道路を整備するものであり、対象事業の種類は道路の新設及び改築でございます。

次に、答申案の内容について説明します。まず、【騒音・振動】の意見ですが、工事の施行中のトンネル工事において、トンネル坑口では防音ハウスを使用し、環境への影響については小さいとしているが、トンネル坑口付近には住宅等が存在し、またトンネル工事は7年間と長期にわたることから、建設工事騒音の低減等の環境保全措置を確実に実行するとともに、必要に応じてより一層の環境保全の措置についても検討を求めるものでございます。

次に、【生物・生態系】の意見ですが、予測地域である湿地の生息（育）環境について、事業が影響を及ぼす可能性は低いとしているが、湿地には注目される貝類等が存在しているため、工事の施行中において実施する地下水位等のモニタリング結果を丁寧に説明するとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置の実施についても検討を求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等はございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いします。

○森川委員 森川です。大気汚染については特に意見ということではなくて、コメントを述べていたのですが、工事の施行中、大気環境に与える影響は、道路なので余り大きくないということから、評価ではないのですけれども、【騒音・振動】の意見のところでもありましたように、トンネルのところでは1カ所に工事が固まってしまうことから、もし大気汚染などで苦情がありましたら、対応をよろしくお願いしますというコメントをつけています。よろしくをお願いします。

○柳会長 ただいまの意見ですけれども、これは事業者のほうに伝えるという処理でよろしいでしょうか。それとも、答申案文の中に組み込むという御意見でしょうか。

○森川委員 事業者の方にお伝えいただければと思います。

○柳会長 はい、わかりました。それでは、その件については事業者に伝えさせていただきます。

ます。

ほかにいかがでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 特に異議がないようですので、それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

2 東環審第 7 号

令和 2 年 5 月 29 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）
建設事業」に係る特例環境配慮書について（答申）

令和元年 7 月 29 日付 31 環総政第 302 号（諮問第 501 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど説明しました内容と同じ内容となります。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

○柳会長 次に受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 資料 2 をご覧ください。

5 月の受理報告は、環境影響評価調査計画書 1 件、環境影響評価書 1 件、事後調査報告書 1 件、変更届 3 件、受理しております。

以上です。

○柳会長 それでは、「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響調査計画書の

概要について事業者から説明を受けることといたします。事業者の方は席の移動をお願いします。

○事業者 本日はお時間をいただきありがとうございます。調査計画書作成受託者と一緒に出席させていただいております。

北青山三丁目地区は都営住宅の跡地及び青山通り沿道の敷地一帯の再開発となっております。本件はURが施行者として予定されております。

それでは、調査計画書の中身の説明に移らせていただきます。説明は調査計画書作成受託者よりお願いします。

○事業者 お手元にあります「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業調査計画書」の内容に基づき説明します。

初めに1ページ目をご覧ください。事業者の名称は「独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部」です。

対象事業の種類は高層建築物の新築に該当します。

対象事業の概略ですが、東京都港区北青山三丁目に位置する約2.8haの区域に、延床面積約18万5,000㎡、最高建物高さ約180mの高層建築物を新築する計画です。

2ページ、3ページをご覧ください。

事業の目的です。2ページ目の図のとおり、計画地が位置する北青山三丁目では、北青山三丁目地区 地区計画等が定められております。そのほか、「北青山三丁目地区まちづくりプロジェクト」として、都営地の活用方針を東京都が示しており、計画地の一部を「沿道一帯型開発検討区域」として位置づけております。こちらの区域は4ページ目に示しております。

これらの上位計画等を踏まえまして、当地区では、土地の高度利用を図りながら、にぎわい、文化施設等の機能集積や防災性にも寄与する魅力ある空間を創出し、最先端の文化の流行の発信拠点となる複合市街地の形成に向け、地元主体の質の高い再開発事業を行うものです。

4ページ、5ページは計画地位置図です。計画地位置図に示しますとおり、赤線で示す範囲が計画地、今回再開発事業を実施する区域です。計画地の東側は青山通り、西側は渋谷区境界に隣接しております。横線のハッチングの範囲が「北青山三丁目地区まちづくりプロジェクト」の区域です。その中で計画地の一部はオレンジ色で示す「沿道一体型開発検討区域」となっております。また、「北青山三丁目地区まちづくりプロジェクト」では、都営住宅建

替事業区域及び民活事業区域の範囲も示されており、こちらは本事業に先行して着手されている状況です。

続いて、7 ページをご覧ください。事業の基本計画です。北青山三丁目地区全体の目標を踏まえつつ、本事業では、①土地利用転換や災害時のネットワークを支える区画道路の整備、②周辺のまちと繋がる、歩行者中心のネットワークの形成、③地域のにぎわい、交流拠点となる大規模広場の整備等の5つを基本方針としております。

8 ページ、9 ページをご覧ください。建物の配置計画は、9 ページに示しますとおり、高層棟を計画地東側の青山通り側に配置する計画です。計画地西側には隣接する開発である都営住宅建替事業、民活事業で整備される広場と連続するとともに、渋谷区側の隣接住宅地との緩衝帯となる広場を整備する計画です。8 ページの表に示しますとおり、建築敷地面積は約 2.2ha で、延床面積約 18 万 5,000 m²、最高建物高さ約 180m の高層建築物を新築する計画です。主要用途は業務、商業、宿泊、駐車場等を計画しており、駐車台数は約 380 台の予定です。

次の 10 ページ、11 ページの断面計画に示しますとおり、低層部に商業、宿泊等の機能を設け、高層部は業務用途、地下に駐車場等を配置する計画です。

続いて、12 ページ、13 ページをご覧ください。13 ページ目に示しますとおり、交通計画は青山通りからの出入りを想定しております。関連車両により増加する自動車交通量は 1 日当たり約 3,350 台です。駐車場は地下に整備し、附置義務台数を満足する約 380 台を確保する計画です。また、駐車場の出入口は歩行者導線の安全性を高めるため、隣接する民活事業区域との集約化を計画しております。13 ページ目、図中の矢印で示しますとおり、地下で街区間を連絡する車路、民活事業区域に車両入口、計画地に車両出口を設ける計画を想定しております。

続いて、16 ページにお進みください。施工計画です。2020 年度に着工し、2027 年度に供用開始の予定です。工事用車両については 17 ページにお示しするとおり、青山通りに面して出入口を設ける計画です。

続いて、93 ページ目までお進みいただきたいと思います。93 ページから環境影響評価の項目となります。環境影響評価の項目として選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガスの 11 項目です。

94 ページをご覧ください。環境影響要因としまして、工事の施行中は建物の建設、建設

機械の稼働、工所用車両の走行。工事の完了後は、計画建築物等の存在、施設の供用、関連車両の走行、地下駐車場の供用、熱源施設の稼働としております。環境影響評価の項目との関連につきましては、こちらの表に示しますとおりです。

95 ページにお進みいただきたいと思っております。こちらの表に選定した項目及びその理由を示しております。なお、大気汚染についてですが、中段下のほうから対象にしない内容を幾つか記載しております。環境基準が定められている大気汚染物質について、二酸化硫黄、一酸化炭素及びベンゼンについては、周辺の既存測定局の年平均値が環境基準値を大きく下回っており、本事業による著しい影響はないと考えられるため予測項目の対象といたしません。光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないため、予測対象項目から除外しております。また、浮遊粒子状物質の予測については、自動車及び建設機械の排気管からの排出のみを対象とし、反応二次生成物質やタイヤの摩耗による粉じん等は対象といたしません。

続いて、97 ページにお進みいただきたいと思っております。こちらに「選定しなかった項目及びその理由」を示しております。

「悪臭」については、工事中及び供用後ともに著しい悪臭を発生させる要素はないことから環境影響評価項目として選定しておりません。なお、今後臭気を発生するような施設を計画した場合には、排気に関して十分配慮して検討を進めてまいります。

「水質汚濁」については、工事中に発生する湧水・雨水及び汚水は、適切な処理装置により下水排除基準以下にして公共下水道に放流します。また、工事の完了後の排水は、公共下水道へ放流することから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから、環境影響評価項目として選定しておりません。

「土壌汚染」については、住宅地図による確認の結果、過去に土壌汚染を及ぼすような要因はありませんでした。また、計画建物の用途を考慮すると、事業実施による土壌汚染の可能性はないため項目として選定しておりません。なお、一定規模以上の形質の変更を行うことから、関係法令に基づき適切な時期に詳細地歴の調査・届出を行います。

「地形・地質」については、工事に当たって剛性及び遮水性の高い山留壁を適切な位置に十分な根入れ深さまで設置することから、土地の安定性に影響を及ぼすおそれは少ないため、項目として選定しておりません。

「生物・生態系」については、計画地は緑の多い住宅地が分布していますが、都営青山北

町アパート内の植栽等を含む建物外構は、本事業の着手前に別事業により除却される予定です。このため、事業の実施により計画地及びその周辺における生物・生態系に影響を及ぼすおそれはないため、項目として選定しておりません。

「自然との触れ合い活動の場」については、計画地の近傍に散策コースの一部がありますが、工事用車両及び関連車両の走行ルートと重複する主要な幹線道路は歩車分離されており、車両の走行により散策コースを分断するおそれはないことから、影響を及ぼすおそれはないと考えます。

また、計画地内には「北青山三丁目児童遊園」等の施設が存在していますが、本事業の着手までに別事業により計画地南西側の都営住宅建替事業区域内に新たに児童遊園が整備され、公園機能は移転される計画です。

以上のことから、項目として選定しておりません。

説明は以上となります。ありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について何か御質問等ございますか。

○池本委員 池本です。現在、計画地内には都営青山北町アパートがあるとお伺いしたのですが、既存の施設の状況であるとか、この場所の状況はどの程度把握されていますか。

○事業者

都営住宅の部分につきましては、4 ページの図面をご覧いただきたいのですが、今回事業区域としておりますオレンジ色の部分については、現状、都営住宅は残っているというか、あります。居住者の方は、4 ページの図面の都営住宅建替事業区域のほうに先行して建替棟ができておりますので、そちらに入居されているということで、今現状は、建物は残っていて、外構、植栽等の除却工事に東京都で入られていると聞いております。

○池本委員 私は「廃棄物」が担当なのですが、よく、建物にアスベストが使われているとか、地中構造物の話が想定されていないとかいう話が後ほど出てきたりするのですが、そのあたりの情報は、今現在の段階では把握されているところでしょうか。

○事業者 都営住宅のアスベストとか地中障害物については、まだ詳細情報をいただいておりますので、まだ把握していない状況です。

○柳会長 池本委員、いかがでしょうか。

○池本委員 はい。今後おそらくそのような話も上がってくると思いますので、その点を御留意いただいて進めていただけたらと思います。以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○宮越委員 宮越です。「自然との触れ合い活動の場」、選定しなかった項目というところを質問したいのですが、前段の散策コースについてはこの図書の中に記載されていると思うのですが、後段の公園についてはあまり記載がなかったように思うのですが、私は見つけられなかったのですが、もし記載があればその場所を教えていただくと、もし記載がないのであれば、もう少し具体的に御説明をいただきたいのですが、例えば公園が、移転前と移転後比較して、同等と考えていいのかとか、その点も含めて御説明をください。

○柳会長 事業者の方、どうぞお願いします。

○事業者 17 ページの図面を御確認いただきたいのですが、現況の児童遊園につきまして、地区内の右、団地の図面の中に団地内道路が入っていると思うのですが、その一角で、口頭で説明するのは難しいのですが、区域の右上のところにくぼんでいるところがあるのですが、失礼しました、35 ページを開いていただけますでしょうか。児童遊園の位置は図上 C4 になります。あと、C14 が緑地となっているのですが、現状はグラウンドのような空間となっております。

説明の中で申し上げた都営住宅建替事業区域内に設置されている児童遊園については、17 ページの図面の、ちょっと白抜きになるのですが、都営住宅建替事業区域の中でいうと左上の角地の部分、ちょうど渋谷区境となるところに、面積的には、廃止になる児童遊園を合わせた面積程度のものが確保されていると聞いております。以上でございます。

○宮越委員 最後の部分がよく聞き取れなかったのですが、現状の公園と比較してどうなのかという部分がよく聞き取れなかったのですが、例えば広さであるとか設備であるとか、そういったものをもう少し具体的に御説明をいただいたほうがいいと思うのですが。というのは、今回、選定項目にしないという理由で新しい公園を上げられていますので、もう少し具体的な資料を追加していただかないと、それが妥当かどうかの判断が難しいと思います。

○事業者 面積については今押さえておりませんので申し訳ございません。きちんと確認してお示しできるようにしたいと思います。新しく整備されている児童遊園については整備が完了していて、5 月からオープンしている状況ではございます。中身がわかるようにきちんと資料を提出させていただきます。よろしく願いいたします。

○柳会長 宮越委員、よろしいでしょうか。

○宮越委員 わかりました。

○柳会長 ほかに御意見はありますか。

○宗方委員 宗方ですが、よろしいですか。

○柳会長 はい、どうぞ。

○宗方委員 9 ページの配置図に民活事業区域という隣のエリアの話に触れていますけれども、ここはどのような規模のものができる予定でしょうか。というのは、日影などは、今回の高層建築物と合わせると結構複合日影が発生しそうな感があるのですが、この辺の状況を教えてください。

○事業者 民活事業区域につきましては、ちょうど昨日、竣工しております、建物高さは最高 90m という地区計画がかかっておりますので、その 90m 以内の建物になっております。基本、賃貸住宅で、サービス付高齢者アパートと商業施設の併用建物となっております。日影については、東京都の都市整備局さんが出されているまちづくりプロジェクトの中で、都営住宅、民活事業区域、あと沿道一体開発検討区域の部分の複合日影を考慮することとなっておりますので、再開発事業のほうも、竣工している民活事業を含めた複合日影に配慮するという前提で計画しております。

○宗方委員 はい、ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○池本委員 池本ですけれども、もう 1 点よろしいでしょうか。

○柳会長 はい、どうぞ。

○池本委員 先ほどの御説明の中で、一部外構工事の解体に入っているというお話があったかと記憶しているのですが、今回、スケジュールの中にも解体の話が入っていると思うのですが、今回の事業範囲はどこからとお考えなのでしょうか。

○事業者 今回の事業につきましては、都営住宅の敷地の部分については建物解体、沿道側の建物部分については外構、工作物を含めての解体ということで考えております。

○柳会長 池本委員、いかがでしょうか。

○池本委員 そうしますと、例えば外構を解体して造成とかも多少あるのかな、わからないのですけれども、建物解体ですので周辺の多少の工事は別工事と考えていいでしょうか。

○事業者 申し訳ございません。何を別工事としてという御質問だったかを、もう一度よろしいでしょうか。

○池本委員 はい。今回の環境影響評価の事業範囲に解体工事が入っているというような御説明だったかと思うのですが、そうしますと、建物の外の部分、外構から周辺に多少面積があると思うのですが、そのあたりを整えるような工事は別工事とお考えでしょうか。

○事業者 都営住宅も、そうですね、外構部分、主に植栽とか自転車置場と聞いておりますが、その撤去自体は別工事で今先行してやられているということです。そういう回答でよろしいでしょうか。

○池本委員 はい、ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。御発言がないようですので、これで終わりにしたいと思います。事業者の方、どうもありがとうございました。

それでは、その他の受理報告について事務局から説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、もう一度、資料2の受理報告をご覧いただきたいと思えます。

5月の受理報告につきましては、先ほどの調査計画書1件のほか、環境影響評価書1件、事後調査報告書1件、変更届3件を受理しております。調査計画書以外のものについて資料の順序で説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」の評価書案になります。こちらの評価書案は4月17日に受理しております。評価書案については、令和元年6月26日の昨年度第4回総会で諮問され、令和2年1月22日の第11回総会において知事に答申がなされました。環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連をご覧ください。知事の審査意見としまして、答申を受けた「大気汚染」「騒音・振動」「自然との触れ合い活動の場」について意見を出しております。それぞれについて説明させていただきます。

「大気汚染」ですが、意見は、既存施設から煙突の高さが変更されることによる影響について、住民から大気汚染への懸念が示されていることから、高さを決定した経緯について十分な説明を行うこと。

これに関しての評価書での対応としては、煙突の高さを決定した経緯について、基本計画における検討結果などを追記した。また、最新の排ガス処理設備を導入することや既存施設に比べ、より充実した環境保全計画としたことを追記しております。

続いて、「騒音・振動」についてですが、意見は、工事車両及び廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音について、本事業による影響は小さいとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

これに関しての評価書の対応は、工事用車両の走行について、工事計画の詳細検討を行い、

工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにする旨を追記した。また、廃棄物等運搬車両の走行について、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止等を徹底する旨を追記したということでございます。

最後に、「自然との触れ合い活動の場」についてですが、意見は、計画地周辺には、玉川上水緑道や野火止用水緑道が存在し、利用者が多く存在することから、工事の施行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、緑道の利用者への影響を低減すること。

これに対します評価書での対応ですが、工事用車両の走行について、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにする旨を追記したということでございます。

続きまして、助言関係について説明させていただきます。「3月受理報告に係る助言事項一覧」をご覧ください。3月受理報告に係る助言事項については、先月、事業者の回答を報告しておりますが、このうち事業名「(仮称)南町田計画」、事業者名「東急株式会社」については、事業者の回答を踏まえて、委員から追加の助言がございました。この助言について事業者から回答がございましたので報告させていただきます。

資料の網掛けの部分は先月までに報告が済んでいるところで、白地の部分が新たに報告するところになります。1枚おめくりいただいて、続き番号でいうと10ページになります。長文になりますのでポイントにて説明します。

委員からの助言事項ですけれども、条例で扱うかどうかではなく、環境配慮の検討、対策を行ったかどうかが重要です。事業者は何らかの車両台数や環境影響の推定、検討を行って対策を講じたはずですが、検討内容や対応結果を情報提供するという形で報告してもらうことがよいと考えます、というものが1点。

もう1つが、臨時駐車場終了後に駐車場がオーバーフローするようなことがあれば、事業の範囲内としてきちんと把握して対応も含めて事後調査で報告してくださいと。

まず、この2点について助言がございました。

これについての事業者の回答ですが、1つ目については、臨時駐車場の開設場所は、周辺住宅地及びその生活道路への来場車両による影響を減じるよう配慮した。

それから、運用時の配慮事項として、公共交通の利用促進施策として、広告やウェブサイト、駅ポスターでの案内や、公共交通利用者へのクーポン発行等を実施するという事です。

2 つ目につきましては、11 ページになりますが、中段以降のところですが、臨時駐車場閉鎖後のオーバーフローの発生等については、把握・対応に努め、事後調査報告書（工事の完了後）において報告いたしますということです。

資料の 3 枚目をご覧くださいと思います。続き番号でいきますと 14 ページになります。14 ページ、15 ページにわたりまして委員の助言事項があります。

1 つ目は、臨時駐車場をつくらなければいけないと認識したときに、どうしてそれが環境に影響しないのかというところに考えが至らなかったのか、非常に問題です。なぜ、環境に対してやってきたのかというところに立ち帰って検討していただきたいと思いますということです。

これについての事業者の回答は、右に書いておりますけれども、先ほど説明した内容と同じ内容で回答をいただいております。

15 ページ目に移っていただきまして、上段に書いております助言事項ですが、東急は事業をほかにもいろいろやっており、ほかのところでも配慮し、しっかり対応していただきたいと思っております。

これについての事業者の回答は、他事業においても、環境への配慮事項について対応するよう努めてまいりますということでございます。

網掛けがありまして、その下のところに助言事項を書いてございます。こちらの助言事項としましては、私もほかの委員の方々も環境への影響を懸念して助言しているにもかかわらず、条例の対象外だという理由で、余り助言に対して真摯に向き合っていない東急の対応は大変残念ですと。

これについて事業者の回答は、私どもとしては条例をよりどころとして環境影響評価手続を進めてまいりました。このため、今回の臨時駐車場は条例アセスにおける対象とは認識しておらず、事前の予測計算は行っていませんでしたが、臨時駐車場における環境配慮の対策として以下の取り組みを行ってまいりましたということで、この下に書いてある以下の内容については、先ほど説明した内容とほぼ同じ内容ですので割愛させていただきます。

2 枚ほど資料を進めていただきまして、「騒音・振動」につきまして追加の助言がございました。黒の網掛けの部分の下のところになります。

臨時駐車場は 5 月に閉鎖して、今後は使用しないということだが、周辺環境の保全のために来場者に対して鉄道やバスといった公共交通の利用を促す等の取り組みを確実に実施するとともに、その他必要に応じて取り組みの強化を行っていただきたいと考えますということ

です。

これについて事業者の回答は、おめくりいただきまして事業者回答の一番最後のところに書いてございます。施設の再開時期は5月18日時点で未定ですが、6月以降（臨時駐車場閉鎖後）となることも予想されます。再開後、臨時駐車場閉鎖に伴う施設周辺の交通渋滞が発生することがないように、対策に努めてまいりますという回答をいただきました。

3月については以上になります。

続いて、4月分について説明します。「4月分の受理報告に係る助言事項」ですけれども、事後報告書について3つの事業に合わせて8件の助言事項をいただきました。これについての事業者の回答を報告します。

最初に、資料としては「4月受理報告に係る助言事項一覧」の1枚目、連番で19ページになります。最初の「一般国道16号（昭島市拝島町～福生市熊川間）拡幅事業」に係る事後報告に関する助言事項ですけれども、「騒音・振動」について、環境保全のための措置の追記について助言をいただきました。

これについての事業者の回答ですが、今後の事業実施に当たり安全の確保及び渋滞緩和を目的とした交通規制を実施し、それに伴い騒音・振動の低減が図られた場合には、事後調査報告書においてその旨記載するよう検討しますという回答でした。

続いて、「東京都市計画道路放射第5号線」についての事業に関する回答です。

助言事項としては、環境配慮についての助言、また記載の充実についての助言がありました。

これについて事業者は、助言のとおり今後対応するという回答でした。

おめくりいただきまして、「生物・生態系」に関する助言です。20ページです。ポイントは2つございまして、生態系として評価が弱いように感じますという点と、環境保全の措置の実施状況の記載がないのでしょうかという助言です。

1つ目の助言については、生態系については工事の完了後に実施する予定ですということです。2つ目の助言については、次回の事後調査報告において報告しますということです。

「廃棄物」についてですけれども、発生量についての助言事項でした。これについては、右に記載のとおりとなっております。

事後報告の3点目、「ふじみ新ごみ処理施設整備事業」についての助言事項ですけれども、事業内容について2つの助言事項がございました。余力で小金井市のごみを受け入れていきますかという点については、事業者の回答は、そのとおりですということです。

2 つ目、ごみ排出量が増加に転じる可能性はないのですかということについてですが、事業者の回答として、家庭系ごみを有料化していることもあり、総ごみ排出量が大きく増加することはないと考えているということです。

続いて、21 ページ、「大気汚染」、「悪臭」に関してですけれども、こちらについては助言のとおり今後対応するということです。

「騒音・振動」についての助言事項は、葉に覆われていて風が吹くと葉のこすれる音を拾うように感じますと。

この助言に関する事業者の回答は、葉が少ない時期に行った前回の事後調査報告書と今回の事後調査報告書では、同様の騒音レベルであり、葉擦れの音の大きな影響は確認されておりませんという回答でした。

4 月については以上になります。

最後、「5 月の受理報告に係る助言報告」になります。今月については、事後調査報告書について 2 つのご助言、変更届について 2 つの事業について 3 つのご助言をいただいております。

説明については以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま受理報告に係る助言について事業者回答がありましたが、何かコメントはございますか。発言される際には最初にお名前をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、この 3 月、4 月分の受理報告については終わりにしたいと思います。

次に、5 月の受理報告案件について助言されました委員の方のコメントなどをお願いしたいと思います。発言される際には、最初にお名前をお願いしたいと思います。資料の順番でお願いしたいと思います。最初に森川委員、2 番目に日下委員、3 番目に高橋委員の順でお願いします。それでは、森川委員からよろしく願いいたします。

○森川委員 森川です。私のほうからは、工事用車両の実際の一番台数が多い時期の台数は書いてあったのですが、予測とかなりかけ離れているような、随分少ないということだったので、理由についてお聞きしたところです。

○柳会長 続いて、日下委員、お願いします。

○日下委員 日下です。私は、天候の状態についてコメントさせていただきました。台数が

多いときで事後調査を行うというのはわかるのですが、ちょうど梅雨時期だったので、もしかすると事後調査の時期が少しずれたりしていたら、また結果が変わっていたかもしれないと思いました。なので、事後調査と予測結果を比較していて、その違いを、対象期間が短いとかそういう違いだと述べているのですが、天候のことについても一言触れてもいいのではないかなと思いました。

○柳会長 それでは、変更届について高橋委員、よろしくをお願いします。

○高橋委員 高橋です。八王子の件ですけれども、騒音や振動のレベル自体が大きくなったりするわけではないのですが、工事の期間が、この場合ですと 10 年以上と、結構長期に、大幅に延びるということがありますので、周辺住民の心理的負担が大きくなる可能性を考えて、周辺住民とのコミュニケーションを密にとりながら適切に工事を進めていただきたいという意見をつけさせていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

続いて、変更届については荒井委員から「廃棄物」に関する意見がありますが、コメントをお願いできますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 今日荒井委員は御欠席になっております。事務局から事前にコメントの有無について問合せをしましたが、特にコメントはないということで、この助言内容のとおりでお願いいたします。

○柳会長 はい、ありがとうございました。

それでは、各委員から提案された助言について審議会からの助言事項とすることによりでしょうか。

特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。

それでは、事業者にお伝えいただいて、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いします。

それでは、受理関係についてはこれで終わりにいたします。

そのほか、何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議회를終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(午後 0 時 09 分閉会)